

アウトソーシング委託業務標準歩掛

平成23年8月

高知県林業振興・環境部 治山林道課

目 次

アウトソーシング委託業務標準歩掛

(1) 治山計画作成委託業務歩掛	1
(2) 治山計画（保安林改良）作成委託業務歩掛	2
(3) 治山施設点検調査委託業務歩掛	3

治山計画作成委託業務標準歩掛り（公表用）

○現地測量 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
測量技師	1人			外業
測量技師補	1人			
測量助手	1人			
普通作業員	1人			
計				

○毎木調査 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
普通作業員	1.5人			外業
計				

※施工区域に用材林がある場合に計上 注)工種による補正のみ行う

○図面作成 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
技術員	1人			内業
製図工	1人			
普通作業員	1人			
計				

○資料作成 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
技術員	1人			内業
普通作業員	1人			
計				

○協議打合せ 委託1件あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
測量技師	1.5人			着手、中間、完了前
技術員	1.5人			
計				

	事務所	距離(片道)	単価	数量	金額
○旅費交通費				*	
○諸経費	人件費の30%		アウトソーシング調査資料作成(専門性高)		
○消費税					
○合計					

1日1ヶ所で計算
 毎木調査を計上した場合
 1ヶ所(1.5日)で計算
 (現地測量1.0日)
 (毎木調査0.5日)

注) 既存データ(継続等)がある場合は、現地測量、図面作成、資料作成歩掛りに0.5掛けして下さい。

測量機器の損料、写真データ、図面データ作成にかかる材料費については、諸経費に含む。

測量杭等については、事務所の支給品で対応して下さい。

協議打合せ: 委託1件の考え方については、10ヶ所程度までと考えております。10ヶ所を超えるヶ所数になる場合は、10ヶ所を目安に労務費を増やしてもかまいません。

参考(25ヶ所/10ヶ所*労務人役)小数第2位四捨五入0.5人役単位で切り捨て。

委託1件: 10ヶ所より少ないものについては、補正は行わない。

(最低が測量技師・技術員とも1.5人役)

毎木調査: 施工区域に用材林がある場合は計上し、旅費交通費は1ヶ所1.5日で計算する。

(現地測量1日、毎木調査0.5日)

単価	工種による補正		新規・継続
	山腹工のみ	1.1	1.0 or 0.5
	溪間工のみ	0.9	1.0 or 0.5
	山腹・溪間工	1.3	1.0 or 0.5
計			

治山計画(保安林改良)作成委託業務歩掛

	内訳	人役	単位	面積ha	総人役	労務	単価	数量	金額	備考
治山林道課	業務打合せ				1.5	作業員	*	=		(業務打合せ資料整理)
	業務打合せ				1.5	軽作業員	*	=		(")
	測量業務(外業)	6.0	10ha 当り			作業員	*	=		(業務日数)
	測量業務(外業)	5.0	10ha 当り			軽作業員	*	=		(")
	標準地調査(外業)	0.6	箇所 当り			作業員	*	=		(")
	標準地調査(外業)	0.6	箇所 当り			軽作業員	*	=		(")
	図面及び資料作成(内業)	2.0	10ha 当り			作業員	*	=		(")
	標準地資料作成(内業)	0.3	箇所 当り			作業員	*	=		(")
	旅費交通費						*	=		事務所から現地までの往復距離
	諸経費					諸経費	*	=		人件費の30%
						計			千円未満切捨て	
	消費税					消費税	*	0.05 =		
						合計				

注) 積算基準については、下記アウトソーシング積算基準を使用する。
 測量業務(外業)人役については、測量業務、刈開け及び簡易な測量杭の設置(現地調達等)、所有者等との立会調整、写真撮影を含む。
 標準地調査(外業)人役については、標準10m×10m以上の標準地を設定し、毎木調査を行い野帳等に記録する作業人役とする。
 図面及び資料作成(内業)については、測量成果を作図(1/5,000を標準)するとともに森林基本図上に図示する。また、標準地を除く写真整理を行う人役とする。
 標準地資料作成(内業)については、標準地の野帳整理、写真整理を行う人役とする。
 当初、積算時に分かる除地については、当初積算時に設計に含めない。
 発注後現地調査等により、除地があった場合は測量業務(外業)の人役追加をし変更対応とする。(除地面積×測量業務(外業人役))

アウトソーシング積算基準
 諸経費 人件費 * 30%

治山施設点検調査委託業務歩掛（公表用）

1. 積算基準（アウトソーシング積算基準）

【イントラ→掲示板→総務部→行政管理課（業務改革）→平成23年度アウトソーシング経費の見積りについて】に掲載。

- (1) 労務単価及び諸経費等については、アウトソーシング積算基準により行う。
- (2) 諸経費の率については、20%を適用する。
- (3) 職種及び人役については、次による。
 - 作業員+軽作業員の2名を1パーティと考え積算する。
 - 1日当たりの調査件数は、4件で計算する。
 - 業務打合せ及び資料整理の人役については、3人役を標準とする。（作業員+軽作業員）
- (4) 旅費交通費については、次による。
 - 単価については、治山・林道委託単価の車賃に準ずる。
 - 距離の算出については、各事務所を基準に管内の最長距離の1/2を片道距離とし、往復距離を計上する。

●積算例は次による。（4件、交通費往復距離60km（片道30km）、諸経費20%）

作業員	<u>単価</u> * 3人役 = <u>金額</u>	業務打合せ及び資料整理
軽作業員	<u>単価</u> * 3人役 = <u>金額</u>	〃
作業員	<u>単価</u> * 1人役 = <u>金額</u>	業務日数
軽作業員	<u>単価</u> * 1人役 = <u>金額</u>	〃
旅費交通費	60km * <u>単価</u> = <u>金額</u>	km 当り <u>単価</u> 円 (<u>治山・林道委託単価の車賃</u>)
諸経費	<u>金額</u> * 20% = <u>金額</u>	人件費の20%
計	<u>金額</u>	(千円以下切り捨て)
消費税	<u>金額</u> * 5% = <u>金額</u>	
設計額	<u>金額</u>	